

富田林市立児童館教育指導員（非常勤職員〔会計年度任用職員〕） 採用資格試験実施要領  
【令和8年4月1日採用】

1. 募集職種、人数及び受験資格

- (1) 募集職種 児童館教育指導員
- (2) 募集人数 1人
- (3) 受験資格

下記のいずれかの資格を有する者（令和8年3月31日までの取得見込みを含む）

- ・保育士の資格を有する者（地域限定保育士資格を含む）
  - ・社会福祉士の資格を有する者
  - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教諭の免許状を有する者
  - ・児童厚生指導員資格（2級以上）取得者
  - ・学校教育法の規定による高等学校を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した者
  - ・学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修する学科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ただし次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・富田林市において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 試験

(1) 面接試験

①試験日

令和8年1月18日（日）または1月19日（月）のいずれか

※日程、時間の相談はお受けします

②試験会場

富田林市立児童館の仮移転先の旧人権文化センター複合施設

富田林市若松町一丁目9番12号

③持参するもの

受験票、黒のボールペン

(2) 結果発表

2週間以内に合否に関わらず郵送にて通知します

3. 受験手続

申込書類を持参し、申し込んでください。

(1) 申込期間 令和8年1月15日（木）まで

※日曜日、祝日を除く

※郵送での受付はいたしません

(2) 受付時間 午前9時から午後5時30分まで

(3) 申込場所 富田林市立児童館の仮移転先の旧人権文化センター複合施設

富田林市若松町一丁目9番12号

#### (4) 申込に必要な書類

- ①採用資格試験申込書（写真貼付、所定の事項を記入。裏面も忘れずに記入してください。）
- ②受験票（受験番号以外を記入）
- ③資格証の写し、勤務歴や学科の履修等の受験資格を満たしていることが分かるもの  
※ご不明な場合はお問い合わせください。

### 4. 採用

#### (1) 採用資格者名簿への登載

合格者は、採用資格者名簿に高得点順に登載され、必要に応じて採用される資格が与えられます。

名簿登載期間は令和9年3月31日までです。

#### (2) 採用

採用資格者名簿上位から採用します。

- #### (3) 受験資格がないこと又は受験の申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消します。

### 5. 勤務形態

#### (1) 任用期間

任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日

※希望される場合は、勤務成績などにより再度の任用(翌年度の任用)手続きが可能です

#### (2) 勤務場所

富田林市立児童館

#### (3) 職務内容

- ①乳幼児クラブ事業での企画運営、育児指導、相談、サポート、保育等
- ②親子ふれあい事業での企画運営、保育等
- ③小学生育成事業での企画運営、学習・生活・レクリエーション・給食活動の指導等
- ④中学生育成事業（主に夜間）での企画運営、学習・生活・スポーツ活動の指導、人権教育等
- ⑤新堂小学校、第一中学校、地域団体等関係機関との連絡調整、保護者への対応、連絡調整等
- ⑥児童館施設・備品の貸出し、保守管理等

#### (4) 報酬

本市の規程に基づき支給します。

月額220,500円（令和8年度予定）

※昇給有（上限有り）

※本市の規定による交通費支給（上限有り）

※期末勤勉手当（令和7年度予定：6月に2.3カ月、12月に2.3カ月）

※ただし、6月支給分については新規採用による割合調整があります。

#### (5) 勤務時間等

##### ①勤務日

週5日勤務（月～土までローテーションにより勤務、土曜日は原則として勤務）

※中学生育成事業の担当者は週2回程度の夜間指導あり

※日曜日、祝日、年末年始は原則として休みです

## ②勤務時間

通 常：8時30分から17時30分の間で7時間30分勤務

夜間指導：正午から21時までの間で7時間30分勤務

※いずれも休憩時間は45分

## ③その他

児童館事業内容により、勤務時間が変更となる場合があります

また、行事等により勤務時間が変則となる場合があります

## (6) 有給休暇

本市の規程に基づき年次有給休暇を付与します

## (7) 社会保険等

健康保険（介護保険含む）、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入

## 6. その他

(1) 申込書類は、返却いたしません。

(2) 申込みの際、記載事項や必要書類に不備がある場合は、お返しすることになりますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負えませんので、手続きには十分注意してください。

(3) 申込書に記載された情報は、採用資格試験実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、富田林市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

## 7. 問い合わせ先

富田林市立児童館

TEL:0721-25-0666

E-mail: jidoukan@city.tondabayashi.lg.jp